

大阪市公告第32号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

大阪市長 横山英幸

1 契約担当

大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル 0's（オズ）棟 南館4階

電話06-6615-3719 FAX 06-6614-0150

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	下見の日時	下見場所（引取場所）
中古自家用特種車 両（検査測定車）	1台	令和8年6月19日 午前10時～正午	大阪市計量検査所 港区田中3丁目1番126号

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 令和7・8・9年度「物品売払入札参加承認証」（以下「承認証」という。）の交付を受けていること

なお、令和7・8・9年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、令和8年6月18日までに、承認証の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 令和 7・8・9 年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム (<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→物品売払入札参加申請書（令和 7・8・9 年度申請書）の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、履歴（現在）事項全部証明書写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書の原本、個人にあつては、市区町村長発行の印鑑登録証明書の原本

※ エ、オについては、発行後 3 か月以内のもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

4 入札参加申請の受付期間及び受付場所

受付期間 本公告の日から令和 8 年 6 月 18 日までの本市の休日を除く午前

9 時から午後 5 時 30 分まで（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

受付場所 上記「1 契約担当」に同じ。

5 入札参加資格の審査等

上記 4 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者には、物品買受申込書（以下「入札書」という。）を交付する。

資格審査においては、令和 7・8・9 年度「承認証」を確認するので原本を持参すること。持参しない場合は入札に参加することができない。

なお、「入札書」の交付は、申請日の翌日以降となる場合がある。

(注) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載の下見の日時に下見を必ず行い、入札書の立会者欄に下見立会者の確認印を受けること。下見立会印のない入札書は無効とする。

6 仕様書等の交付方法

本公告の日から令和8年6月18日までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）上記「1 契約担当」において無償で交付する。

なお、経済戦略局ホームページからダウンロードも可。

7 契約条項を示す場所

経済戦略局ホームページ上及び「1 契約担当」と同じ。

8 質問の受付・締切・回答

(1) 質問受付期間 本公告の日から令和8年6月19日正午まで

(2) 受付方法 口頭又は書面により「1 契約担当」まで質問を行うこと

書面による場合は、持参、郵送又はFAXによる提出を可とするが、FAXの場合は送付後に電話確認を行うこと

なお、令和8年6月19日については、下見の際に受けつける。

(3) 回答 当該質問者に直接口頭又は書面において回答するものとする。

9 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間 令和8年6月22日午前10時30分から午前11時まで

(2) 開札予定日時 令和8年6月22日午前11時

(3) 開札場所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T CビルO's (オズ) 棟南館4階

大阪市経済戦略局会議室1

10 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱

に基づく停止措置を受けている者

- (3) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

11 入札方法等

- (1) 入札に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

12 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要 落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること
- 落札者は本市が交付する納付書を用い、令和8年6月24日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること
- ただし、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除とする。
- 契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 下見立会者印のない入札
- (4) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (5) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 売買代金納付期限 令和8年6月30日

16 引取期限 令和8年7月8日

17 その他

- (1) 上記11の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (5) 買受物品を転売する場合、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく都道府県公安委員会の許可を受けていることが必要である。また、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可は、現在において有効な許可であること。
- (6) 落札者は、落札決定後速やかに、買受物品の用途について、「1 契約担当」まで書面にて申告すること。

（経済戦略局企画総務部総務課）